

## 岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員11人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福石	幸生
		2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		5番	上根	慶万
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員6人

15番	横田	光男
16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
19番	藪田	俊博
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員 (1人)

6番 米村進司

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

1番 福石幸生

2番 大森正良

日程第4 報告事項

①前総会のでんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③農業用施設設置報告

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

- ②議案第2号 令和4年度農用地利用集積計画第11号について
- ③議案第3号 令和4年度農用地利用配分計画第11号について
- ④議案第4号 令和5年度岩美町農作業標準料金の決定について

日程第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	飯野健治
局長補佐	前田悟史
主任	西川恵

本日の出席状況ですけれども、12名中の委員のうち11名の出席ということで、規則の定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。

6番の米村委員さんが欠席する旨のご連絡をいただいております。

事務局

それでは、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。

周辺の雪も、結構ありましたですけれども溶けました。まだ山間部のほうは残っておりますが立春も過ぎて、春に向かって一步ずつ進んでいるんじゃないかなというふうに思っております。また、農作業のほうも忙しくなりまして、ぼちぼちと思っているところであります。

今年の7月までの任期なんですけれども、農地の集積、集約をやって、効率的な農地利用で、低コストのできるだけ費用のかからない農業をというふうに皆さんおるようでして、そのように今後の施策はどんどん集約に向けて進めていくような施策になるというふうに思っております。我々もそれに向けて中核農家への農地の集積、集約の必要があるようだというふうに思っております。肥料も上がります。飼料も肥料も上がっておりますので、本当にこれから大規模な農業、農家、大変これから心配されるんじゃないかなというふうに思っております。県や町の方も考えていただいておりますので、期待をして、これからの農業、まだ頑張っていかなければというふうに思っておるところであります。

議長

では、議題のほうに入らせていただきます。

議事録署名人ですけれども、こちらのほうで決めさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

議長

1番の福石さんと、それから2番の大森さんをお願いします。よろしくをお願いします。

議長

では、続きまして、報告事項に入らせていただきます。

前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、それから農業用施設設置報告について報告をしていただきますので、事務局のほう、お願いします。

事務局

それでは、初めに資料の確認をお願いいたします。

本日お手元に第2回農地部会の協議結果報告というA4の1枚物の資料と、併せて下限面積要件の廃止についてという資料をお手元に配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、報告事項の1から3につきまして、西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

そうしますと、1番の前総会、1月13日ですけども、このでんまつになります。

資料は3ページになります。

1つ目ですけども、3条1件1筆ということで、陸上地内の畑1筆について売買による所有権移転についてお諮りしました。ご承認いただきましたので、1月16日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可証を交付しております。

それから、2つ目、空き家付随農地に係る別段面積の設定ということで、大谷地内の1件2筆について別段面積の設定についてお諮りし、ご承認いただきましたので、1月16日付で公示をしております。この筆については、後ほど第1号議案の3条申請についてお諮りする場面でお諮りする予定です。

それから、3つ目ですけども、農地の賃借料情報ということで、令和4年1月から12月までに締結、公告した水田ですね、田の賃借料の水準について承認いただいたものです。こちらについては、岩美町のホームページのほうに掲載してますし、4月に発行する広報いわみの別刷りでつけます農業委員会だよりも掲載予定としております。

それから、4つ目ですけども、農用地利用集積計画第10号ということで、9件19筆の申出についてお諮りし、決定いただきましたので1月16日付で町のほうが公告をしております。

それから、5つ目ですけども、農用地利用配分計画第10号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る17件320筆についてお諮りしました。計画について特に意見はございませんでしたので、意見なしという形で1月16日付で町に回答しております。

それから続いて、開いていただいて4ページ、5ページです。

農地法第18条第6項の規定による通知についてということで、今回は3件6筆の解約通知を受理しております。

番号の1番から4番が耕作者の経営面積縮小のため解約するものです。

\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんが経営面積縮小のため解約するというものです。この後の配分計画で、1番と2番の\*\*\*\*\*さんが作っていた分については\*\*\*\*\*さん、No.3の長谷の分については\*\*\*\*\*さん、No.4は\*\*\*\*\*さんへ配分予定となっております。

それから、No.5、6は農地の集約化のための解約で、この後の配分計画で\*\*\*\*\*へ配分予定となっております。

それから、もう一ページ開いていただいて6ページですね。

農業用施設の設置報告についてということで、今回2件受理しています。2件とも先月の総会で少しお話ししましたが、農業用道路を設置するものです。

議案と併せて資料1をご覧ください。

場所を示した地図を1ページにつけているんですけども、先日はこの、ちょっと隠れていますけど、\*\*\*\*\*と書いてあるところの分の農業用道路の設置についてお諮りして、その際に併せて今回の4筆についても、今、地権者のほうに報告を出すように督促をしているところだというご説明をした分になります。

6ページに戻っていただきまして、お二人ありまして、1件目の届出人は陸上の\*\*\*\*\*さん、それから2件目のほうは陸上の\*\*\*\*\*さんです。いずれも畑です。面積は地積というところに記載のとおりとなっております。この一部に農業用道路を設置するものです。内容のところに書いてありますけども、全て200平米未満となっております。

もう一度資料1のほうに戻っていただきたいんですけども、資料1の1ページです。

右上の\*\*\*\*\*という大きい畑のほうは\*\*\*\*\*さんのほうの畑、それからもうあと3つですね。こちらが\*\*\*\*\*さんの畑です。裏側を見ていただきたいんですけども、向きが横向きに見ていただきまして、これがその4筆の中で農業用道路にしている部分となっております。これのうち、今の普通の道路を拡張するような感じなんですけども、農業用道路として、赤い部分でございます。

報告は以上となります。

議長

報告事項が終わりました。  
質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

第1号議案「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局の方でお願いします。

事務局

今回は、3件6筆の申請を受理しています。

すいません、訂正なんですけども、8ページの一番上、1-2と書いてある大谷\*\*\*\*\*という筆なんですけども、登記地目が「田」と書いてあるんですけども、これは「畑」の誤りですので、訂正のほうをお願いいたします。

そうしますと、1件目は先月の総会で空き家付随農地に係る別段面積を定めた筆に関係する申請です。1-1と8ページの1-2、ここを直したんですね、この2筆になります。場所については、岩美町大谷\*\*\*\*\*、こちらは登記地目は田、面積は470平米、訂正させていただいたほうは同じく\*\*\*\*\*、登記地目は畑となっています。面積は93平米です。申請人については、譲受人が鳥取市の\*\*\*\*\*さん、譲渡人が同じく鳥取市の\*\*\*\*\*さんです。売買による所有権移転となっています。

これについては、資料2のほうを見ていただきたいんですけども、資料2の2ページのほうをご覧ください。

大岩駅の目の前となっております。こちら、青い部分が空き家バンクに登録の住居です。申請者が住む予定の物件です。赤い部分が今回の申請地、小さいほうが畑で、大きいほうが田といったことになっております。

許可要件については資料2の3ページに掲載しておりますけども農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。

譲受人の\*\*\*\*\*さん、今は鳥取市のほうに住まれているんですけども、借家のほうに住まれておまして、今回この大谷の住居を購入予定ということで、今回申請地の許可後に住居と田、畑、併せて購入予定です。実家のほうが畑等をしていることもあって、畑作業のほうは経験があるとのことです。

下限面積のほうについては、先月の総会で承認をいただきまして、該当農地の面積563平米、5.63アールとなっております。

それから、申請地の現状及び今後の予定ですけども、小さいほうの畑、\*\*\*\*\*のほうには、現況は一部に野菜を植えている以外は休耕中です。\*\*\*番には土を入れて畑として利用予定とのこと、2筆とも畑として利用する予定とのこと。野菜や花卉なんかを作っていくという予定だそうです。

1件目については以上です。

引き続き、2件目の説明にいけますが、議案の8ページのほう、2-1から2-3という浦富のほうになります。こちらについては、昨年度、実は1度3条許可をした土地ですが、本人さんから取消し申請が出されて取

消しをした土地です。そのあたりの経過について、資料2の3ページの下部分、本件に係る経緯というところに記載しておりますので、そちらのほうをご説明してからと思います。

こちらのほうが、譲渡人が新井の\*\*\*\*\*さん、譲受人が恩志の\*\*\*\*\*さんなんですけども、この同内容で昨年、2年前ですか、令和3年11月19日に3条申請がありまして、12月の総会で3条の許可を得たところでした。令和4年1月29日に、本人さんのほうから許可処分の取消し申請がございました。その理由としましては、ここの場所、3条許可申請後に、町から道路拡張のための当該土地の一部を買収する話がありまして、町側の用地買収後に所有権移転を行いたいということで、1度許可の取消しをさせてほしいということで申請がありました。その件を令和4年2月の総会で諮りまして、3条許可の処分取消しを1度したというようになります。この後、令和4年12月15日、年末に町のほうの用地買収が終わり、分筆登記が完了したということで、今回の申請に至ったということです。

場所についてなんですけども、4ページのほうを見ていただきまして、3筆ございますけども、浦富の\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*の3筆になっております。こちらのほうの筆が、ここの4ページの地図だと分筆前なので分かりにくいんですが、5ページのほうに拡大の地図を載せておりますが、前回は\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*が1つの筆、\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*が1つの筆という形で3条申請されてたんですけども、この\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*というのが用地買収によってちょっと面積が少なくなるということで、この少なくなった面積で再度申請を行いたいということです。

なので、\*\*\*\*\*は変化なしというところでしたけども、面積については\*\*\*\*\*が891平米になりました。それから、\*\*\*\*\*は変わらず875平米、\*\*\*\*\*が969平米ということで変更になっています。登記地目は全て田となっています。申請者は、譲受人が恩志の\*\*\*\*\*さん、譲渡人は新井の\*\*\*\*\*さん、売買による所有権移転となっています。

許可要件についてなんですけども、行ったり来たりで申し訳ないですけど、資料の3ページのほうですね。

農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。

\*\*\*\*\*さんのほうなんですけども、農業用機械等を持ってなくて、基幹作業、田植、稲刈り等については委託するということで、日々の管理、当面の間は田植や稲刈りといったことは委託して、日々の草刈りや水の管理等の管理を行いながら水稻栽培のノウハウを学んでいきたい。将来的には自身で全ての耕作をしていきたいと考えられているそうです。

それから、申請地の現状及び今後の予定ですけども、現在は水稻を作付されて、今後も水稻を作付していくとのことなんです。

2件目については以上で、最後、3件目です。

3件目は、1筆ですけども、岩井の農地になります。申請地は大字岩井\*\*\*\*\*、面積が1,971平米で、登記地目は田となっています。譲受人は長谷の\*\*\*\*\*さん、譲渡人は鳥取市の\*\*\*\*\*さんです。贈与による所有権移転となっております。

場所については、資料2の7ページをご覧ください。

赤く囲った部分ですね。岩井になります。

許可要件については、6ページに載せておりますけども、農地法、農業委員会の定める基準に適合していると確認しております。

\*\*\*\*\*さんについても、農業用機械、トラクター1台を持っているということで、基幹作業は、田植、稲刈り等については委託をされて、日々の管理等を行うということです。

申請地の現状及び今後の予定ですが、現在、水稻を作付しておられまして、取得後も水田として利用予定ということです。

説明は以上になります。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いします。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

議案第1号の「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございました。

それでは、議案第2号に入らせていただきます。

「令和4年度農用地利用集積計画第11号について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

今回の農用地利用集積計画で利用権設定15件の決定を求められています。

10ページのほうに一覧を載せておりますが、15件です。

全て機構への貸付分となっております、次の11ページに各筆明細を載せております。賃借権によるものが13件25筆、3万4,422平米、使用貸借によるものが2件2筆3,635平米となっております。



今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えています。  
簡単ですけども、説明は以上です。

議長 説明が終わりました。  
質疑を求めたいと思います。  
質疑のある方、いないですね。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決のほうをさせていただきます。  
議案第2号「令和4年度農用地利用集積計画第11号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。  
それでは、引き続いて第3号のほうに入らせていただきます。  
「令和4年度農用地利用配分計画第11号について」、事務局のほう、説明をお願いいたします。

事務局 13ページ以降にたくさんありますけども、今回の配分計画の各筆明細を載せております。44件324筆、47万8,533平米について意見を求められています。

資料3農用地利用配分計画図にこのたび配分される筆と配分予定者を地区別で表示したものを付けておりますので、こちらのほうも後でご覧ください。

説明は以上です。

議長 整理番号1番の\*\*\*\*\*の配分計画について、ご意見がありましたら、質問ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号1番の\*\*\*\*\*への配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

それでは、引き続いて2番の\*\*\*\*\*の配分について、ご意見、ご質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、2番の\*\*\*\*\*への配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

それでは、3番の\*\*\*\*\*の配分について、ご意見がありましたら。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、3番の\*\*\*\*\*の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いをします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

それでは、5番の\*\*\*\*\*の配分計画について、ご意見を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、5番の\*\*\*\*\*への配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

では、6番の\*\*\*\*\*の配分計画について、質問がある方、挙手をお願いします。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、6番の\*\*\*\*\*への配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございます。  
それでは、引き続いて8番の\*\*\*\*\*さんの配分について、ご意見のある方、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、8番の\*\*\*\*\*さんへの配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成です。  
それでは、10番の\*\*\*\*\*さんの配分について、ご意見を求めます。  
ある方。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ないようですので、10番の\*\*\*\*\*さんへの配分計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。  
それでは、続いて11番の\*\*\*\*\*さんの配分について意見を求めます。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、11番の\*\*\*\*\*さんへの配分計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして17番の\*\*\*\*\*さんについての配分にご意見のある方はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、17番の\*\*\*\*\*さんへの配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でした。

議長(代理) じゃあ、議長を替わります。  
41番の\*\*\*\*\*さんについて、ご意見をお伺いしたいと思います。  
ありませんか。

(質問、意見なし)

議長(代理) じゃあ、ご意見なしということで、採決に入らせていただきます。  
賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(代理) 全員賛成です。ありがとうございました。

議長 これで出席していただいた方の案件は終わりましたので、それ以外の案件について、そのほかの方の配分計画について意見のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決させていただきます。  
その他の配分計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成で報告のほうをお願いします。  
それでは、議案のほうは第4号議案の「令和5年度岩美町農作業標準料金の決定について」、事務局のほうの説明をお願いします。

事務局

そうしますと、資料の4のほうをご覧ください。

表のほうに案を載せております。今回、これを出す前に、2月1日に農地部会を開催しまして、このたびの案について協議をお願いしております。令和5年度の標準料金について、農地部会においては、昨今の燃料価格のことであるとか、資材価格の面もありますけども、標準料金はあくまでも基準であって、実際には双方で話し合っ、標準よりも高くなるところもあれば低くなるところもある。あくまでも基準であるので、これまでどおり基本的には据置きでよいのではないかという結論となりました。ただ、この表の中で昨年度と違うところが、変更点ですけども、一番上の一般農作業、これが854円から900円としてるんですけども、去年は821円から900円でした。これは、国の定める鳥取県の最低賃金の料金となります。854円というのを書いている部分です。こちらのほうを821円から854円に上げております。それ以外の変更箇所は、部会の中でも検討した結果、据置きでということで、昨年度と同じものとなっております。

参考で、2ページのほうには東部地区の市町の令和4年度、昨年度の料金のうち岩美町の料金表にあるものを比べて記載しています。右端に各市町の平均値と岩美町との比較を載せております。ちなみに、東部1市3町についてなんですけども、3町、智頭、若桜、八頭については同じように標準料金の最低賃金のところを上げるということは決定しておられるそうなんですけども、鳥取市については昨年度よりも5%ずつ上げるというようなことで決定しておられるそうです。ちなみに3町は一応その最低賃金のところだけを上げるようには考えているけども、まだ決定ではないとのことでした。基本的には据置きで行くということでございました。

説明のほうは以上です。

2番

肥料散布は1袋は20キロでいいですか。多少上下があると思いますけど、20キロでいいですか。

事務局

1袋が何キロか。

12番

1袋20キロでいいんじゃないですか。

事務局

それを入れときましょうか。1袋20キロ。

議長

1袋20キロ当たりを記載してということでございますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

そのほか。

1 6 番

端数はついとんですけど、根拠があるんですかね。

事務局

農作業の部分、一般農作業の部分については最低賃金という部分なんですけども。詳細は実は分からないところがあるんですけども、言われるようにちょっとずつ値上げしていった結果、端数が出たのか。

1 6 番

丸めたらいけんですか。四捨五入、または繰上げ。

議 長

標準料金としてで、作業内容等を考慮の上、当事者の話合いで決定してくださいってということでどうでしょうか。

(異議なし)

議 長

よろしいですか、それで。

1 6 番

よろしいです。

議 長

それでは、ほかに。

(発言なし)

議 長

ないようですので、採決に入らせていただきます。

「令和5年度岩美町農作業標準料金の決定について」、案のとおり決定してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

それでは、予定をしておりました議案は終わりました。

議 長

では、事務局のほうで、その他をお願いします。

事務局

①農地部会協議結果報告（非農地判断及び非農地通知）

②農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について

③農地法の改正に伴う別段の面積（下限面積）の廃止について

議 長

総会のほうは終わらせていただきますけども、来月の予定を入れてございます。3月10日金曜日になります。よろしいでしょうか。1時半から。

（異議なし）

議 長

では、来月は10日の午後1時半からよろしく願います。  
それでは今日のご苦労さんでございました。